

せいかつほご

# 生活保護のしおり

この「しおり」は生活保護の制度や手続きなどについて  
説明したものです。

わからないことや相談のあるかたは、

盛岡市役所内丸分庁舎3階窓口（生活福祉第一課・第二課）まで

お問い合わせください。

電話によるお問い合わせも可能です。

(電話番号：019-626-7510)

もりおかしふくしじむしょ  
盛岡市福祉事務所

もりおかしやくしょ せいかつふくしだいいちか だいにか  
(盛岡市役所 生活福祉第一課・第二課)

# 生活保護について

生活保護とは、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、病気や失業など、さまざまな理由によって生活に困っているかたに対し、その困っている程度に応じて、必要な保護を行う制度です。日本国憲法第25条では「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定められており、生活保護を利用することは、国民の権利です。

生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立できるように支援することを目的としています。「自立した生活」とは、就労などによる「経済的な自立」だけではなく、自分で健康を管理するなどの「日常生活での自立」や、社会的なつながりを回復・維持する「社会生活での自立」も含まれます。

**<日本国憲法>**  
第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。  
**<生活保護法>**  
第1条 この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。

## も く じ

1. 生活保護を利用するには	2
2. 支給される生活保護費の種類	7
3. 生活保護の利用が決定すると	9
4. 生活保護を利用するかたの権利	10
5. 生活保護を利用するかたの義務	11
6. 必要な届出について	12
7. 自立に向けた支援について	14
8. 生活保護の利用の終了について	15
9. 生活保護Q & A	16
10. お問い合わせ・ご相談	18

# 1. 生活保護を利用するには



生活に困っているかたは、福祉事務所へお気軽にご相談ください。

＜例＞

- ・病気やけがなどの理由で働くことができず、生活できない
- ・年金などの収入が少なく、生活費が賄えない
- ・失業したが、なかなか再就職できず預貯金もなく生活できない
- ・医療費や介護費用が支払えず、治療を受けたり、介護サービスを利用したりすることができない

なお、生活保護の利用開始までの流れは次のとおりです。

相談  
相談

盛岡市役所内丸分庁舎3階にある盛岡市福祉事務所に、お困りの内容について、ご相談ください。（詳しくは3ページへ）

申請  
申請

生活保護の利用を希望するかたは、申請書類を提出してください。（詳しくは3ページへ）

調査  
調査

生活状況、資産状況などを調査し、生活保護が利用できるかどうか審査します。（詳しくは4ページへ）

開始  
開始

生活保護の利用決定後、生活保護費の支給と自立に向けた支援を開始します。（詳しくは6ページへ）

## 相談

もりおかしふくしむしょ こま ないよう そうだん  
盛岡市福祉事務所に、お困りの内容について、ご相談ください。

「生活せいかつに困こまっている」、「生活保護せいかつほごを利用りようしたい」というかたは、福祉事務所ふくしむしょにご相談そうください。福祉事務所ふくしむしょでは、お困りの状況こま じょうきようをお聞きし、生活保護制度せいかつほごせいどについて説明せつめいします。相談時そうだんじには、生活状況せいかつじょうきようや資産状況しさんじょうきよう、ご親族との交流状況しんぞく こうりゅうじょうきようなどを確認かくにんしますが、プライベートな部分ぶぶんもあるため、お話しはなしは可能な範囲かのうはんいでかまいません。福祉事務所ふくしむしょの職員しよくいんには守秘義務しゅひぎむがありますので、安心あんしんしてご相談そうだんください。

また、来所らいしよだけでなく、電話でんわでの相談そうだんもできます。

相談の結果そうだん けっか、生活保護の利用せいかつほごりようを希望きぼうされるかたには、申請しんせい書類しよるいをお渡しわたします。



## 申請

せいかつほごりよう きぼう しんせいしよるい ていしゆつ  
生活保護の利用を希望するかたは、申請書類を提出してください。

生活保護の利用には、本人ほんにんの意思いしで申請しんせいすることが必要ひつようです。何らかの事情なん じじょうで本人ほんにんが申請しんせいできないときは、親族しんぞくなどが代理だいいで申請しんせいすることもできます。(親族の範囲しんぞくはんいについてはお問とい合わせあせください。)

申請書類しんせいしよるいは、福祉事務所ふくしむしょへ提出ていしゆつしてください。申請しんせいに伴ともない、調査ちようさに必要な書類ひつようしよるいや資産状況しさんじょうきようを確認かくにんできる資料しりようを提出ていしゆつしていただきます。

なお、申請意思しんせいいしが確認かくにんできず緊急きんきゆうの場合は、福祉事務所ふくしむしょの判断はんだんで生活保護の利用せいかつほごりようを開始かいしする場合ばあいもあります。



せいかつほご げんそく こじんたんい せたいたんい  
※生活保護は原則として個人単位ではなく、世帯単位で  
てきよう せたい おな かてい す ふうふ  
適用てきようされます。“世帯”には同じ家庭おなに住かていむ夫婦す・  
おやこ きょうだいしまい どうきよにん ふく  
親子おやこ・兄弟姉妹きょうだいしまいのほか、同居人どうきよにんも含まれます。

## ちょうさ 調査

せいかつじょうきょう しさんじょうきょう ちょうさ せいかつ ほ ご りょう  
生活状況、資産状況などを調査し、生活保護が利用できる  
かどうか審査します。

### ほうもんちょうさ ○訪問調査

しんせい す ほうもん せいかつじょうきょう き と  
申請されたかたのお住まいなどを訪問し、これまでの生活状況の聞き取りや、  
せいかつかんきょう かくにん おこな  
生活環境の確認を行います。

### しさん かつよう ○資産の活用

ぎんこう せいめいほけんがいしゃ たい しんせい せたい しさんちょうさ おこな よちよきん  
銀行や生命保険会社などに対して、申請された世帯の資産調査を行います。預貯金、  
ゆうかしょうけん せいめいほけん とちかおく じどうしゃ こうか ききんぞく かつよう しさん ばあい  
有価証券、生命保険、土地家屋、自動車、高価な貴金属など、活用できる資産がある場合  
には、その資産を売却するなど生活費に充てていただくこともあります。  
せいかつ ほ ご りょうかいしご しさん ばいきやく ばあい ばいきやくきんがく  
(生活保護の利用開始後に資産を売却した場合には、売却金額  
におう とう と ほごひ へんかん もと  
に応じて、それまでに受け取った保護費の返還が求められます。)

しさん ないよう じょうきょう ほゆう みと ばあい  
ただし、資産の内容や状況によっては、保有が認められる場合も  
ありますので、ご相談ください。



ほゆう みと れい いったい じょうけん  
保有が認められる例（一定の条件があります。）

- とちかおく す ばあい たはた こうさく ばあい  
・土地家屋については、住んでいる場合や、田畑を耕作している場合
- じどうしゃ つうきん え ひつよう ばあい  
・自動車については、通勤などにやむを得ず必要な場合

くわ せいかつ ほ ご らん  
※詳しくは、16～17 ページの「生活保護Q&A」をご覧ください。

### のうりよく かつよう ○能力の活用

はたら のうりよく おう はたら ひつよう びょうき  
働くことができるかたは、その能力に応じて働く必要があります。ただし、病気や  
しょう た りゆう はたら もんだいかいけつ ゆうせん  
障がい、その他の理由で働くことができないかたは、その問題解決を優先します。

ほうりよくだんいん はたら のうりよく かつよう  
※なお、暴力団員は、働く能力が活用されていないなど、  
せいかつ ほ ご ようけん み ほご りょう  
生活保護の要件を満たさないため、保護は利用できません。



## ○親族への照会について

親族のうち、親、子ども、兄弟姉妹などの民法に定める扶養義務者などから援助を受けることができる場合は、受けてください。なお、援助可能な親族がいることによって、生活保護の利用ができないということはありません。

福祉事務所では、援助の可能性について照会を行いますが、DV（家庭内暴力）や虐待がある場合をはじめ、10年程度音信不通であるなど著しく関係が不良な場合、収入のない方や高齢者である場合などには、照会を見合わせますので、ご相談ください。

## ○ほかの制度の活用

生活保護以外にも年金、各種手当、医療費助成、その他の社会保障制度など、生活を支えるためのさまざまな公的な制度があります。活用が可能な制度がある場合には、それらを優先して活用していただきます。



## ○生活保護のしくみ

必要な調査をしたあと、生活保護の利用ができるかどうかの審査を行います。

生活保護が利用できるかどうかは、国の基準に基づいて算定される「世帯の状況に  
応じた最低生活費」（生活費や住宅費、医療費など）と「世帯のすべての収入額」（資産  
の売却収入、給与、年金手当、養育費など）とを比較のうえ、判定します。

次のように、収入が最低生活費に不足する部分について、生活保護が適用になります。世帯の収入が最低生活費を超える場合には、生活保護の利用はできません。

さいていせいかつひ  
最低生活費

しゅう にゅう  
収入

せいかつほごひ  
生活保護費

⇒生活保護が適用されるケース

しゅう にゅう  
収入

⇒生活保護が適用されないケース



せいかつ ほ ご ひ    せたいいん   ねんれい   にんずう   とうき   だんぼうひ   やちんがく   せたい   しゅうにゅうがく  
※生活保護費は、世帯員の年齢や人数、冬季の暖房費、家賃額、世帯の収入額など  
けってい    きせつ    じょうきょう    きんがく    へんどう  
で決定されます。(季節や状況によって、金額は変動します。)

## けってい ○決定

げんそく    しんせい    ひ    にちいない   とくべつ    じじょう    ちょうさ    じかん    よう    ばあい    さいちょう  
原則として、申請した日から14日以内(特別な事情で調査に時間を要する場合は最長  
にちいない    せいかつ ほ    ご    りょう    つうち    しょかい    せいかつ ほ    ご    ひ  
で30日以内)に生活保護の利用ができるかどうか通知します。なお、初回の生活保護費  
りょうけってい    やく    か    ご    しきゅう  
は、利用決定から約7日後に支給となります。

## かいし 開始

せいかつ ほ    ご    りょうけってい    ご    せいかつ ほ    ご    ひ    しきゅう    じりつ    む    しえん  
生活保護の利用決定後、生活保護費の支給と自立に向けた支援を  
かいし  
開始します。

せいかつ ほ    ご    りょう    けってい    せたい    まいつき    せいかつ ほ    ご    ひ    しきゅう    たんとう  
生活保護の利用が決定した世帯には、毎月の生活保護費支給と、担当ケースワ  
カーによる自立に向けた支援が始まります。支援の内容については14ページを  
じりつ    む    しえん    はじ    しえん    ないよう    らん  
ご覧ください。

せいかつ ほ    ご    ひ    げんそく    まいつき    か    か    どにち    しゅくじつ    あ    ばあい    ちよくぜん  
生活保護費は、原則として毎月5日(5日が土日、祝日に当たる場合は、その直前  
へいじつ    してい    きんゆうきかん    ふ    こ  
の平日)に指定の金融機関に振り込みます。

## 2. 支給される生活保護費の種類

生活保護には、次の8種類の扶助があり、国が定める基準によって支給されます。

### ○生活扶助

衣食や光熱費など日常生活の需要を満たすために必要な費用  
(年齢や世帯の人数などで金額を決定します。)



### ○住宅扶助

家賃、地代などの費用 (限度額内)

### ○教育扶助

子どもが義務教育を受けるための学用品や、給食費、クラブ活動費  
など最低限必要な費用



### ○医療扶助 (福祉事務所から医療機関へ直接支払います。)

病気やけがの治療のために必要な医療費 (保険適用内のもの)



### ○介護扶助 (福祉事務所から各事業所へ直接支払います。)

介護サービスを受ける際の費用 (自己負担分)

### ○出産扶助

出産にかかる費用 (限度額内)





## せいぎょうふじょ ○生業扶助

こうとうがっこう ひょう しゅうしょく ひつよう ぎのう せたい じりつじょちよう  
高等学校にかかる費用、就職するために必要となる技能や、世帯の自立助長につ  
ながる資格取得にかかる費用など

## そうさいふじょ ○葬祭扶助

そうぎ ひょう げんどがくない せいかつほ ごりようしゃ もしゅ ばあい  
葬儀にかかる費用（限度額内で、生活保護利用者が喪主となる場合など）

### りんじ せいかつほ ごひ 臨時の生活保護費

まいつき しきゅう せいかつじょう りんじてき じゅよう おう いちじてき せいかつほ ごひ しきゅう  
毎月の支給のほかに、生活上の臨時的な需要に応じた一時的な生活保護費の支給の  
せいど いったい ようけん げんどがく じぜん たんとう  
制度があります。一定の要件や限度額がありますので、事前に担当ケースワーカーへ  
そうだん  
ご相談ください。

れい  
<例>

かみ だい  
・紙おむつ代

けいやくこうしんりょう てんきょ ひつよう しききん かぐ うんぱんひ  
・アパートの契約更新料、転居に必要な敷金や家具などの運搬費

かおく しゅうぜんひ もちえ ばあい  
・家屋の修繕費（持家の場合）

つういんじ こうつうひ  
・通院時の交通費

しょうがっこう ちゅうがっこう こうとうがっこう にゅうがくじゅんびきん つうがくじ こうつうひ  
・小学校・中学校・高等学校の入学準備金、通学時の交通費

めがねだい  
・眼鏡代

### 3. 生活保護の利用が決定すると

生活保護の利用が決定すると、各種制度の減免や変更手続きをする必要があります。「生活保護決定通知書」が届いたら、速やかに手続きを行ってください。

《次の表には主な手続きのみ記載しています。必要書類などは世帯状況によって異なる場合があります。詳細は担当課、手続き先などへお問い合わせください。》

てつづ 手続き	ひつよう 必要なもの	たんとうか てつづ さき 担当課、手続き先など
こくみんねんきんほけんりょう ほうていめんじょ 国民年金保険料の法定免除	けつていつうちしよ みぶんしやう 決定通知書、身分証、 マイナンバーが確認 できる書類	ほんちやうしやほんかん かい いりやうじよせいねんきんか 本庁舎本館2階 医療助成年金課 となんそうごうししよ ぜいむふくしがかり 都南総合支所 税務福祉係 たまやまそうごうじむしよ けんこうふくしか 玉山総合事務所 健康福祉課
じゆうみんぜい げんめんてつづ 住民税の減免手続き	けつていつうちしよ いんかん 決定通知書、印鑑	ほんちやうしやほんかん かい しみんぜいか 本庁舎本館2階 市民税課
こていしきんぜい げんめんてつづ 固定資産税の減免手続き	けつていつうちしよ いんかん 決定通知書、印鑑	ほんちやうしやべっかん かい しきんぜいか 本庁舎別館6階 資産税課
じりつしえんいりやう へんこう 自立支援医療の変更	けつていつうちしよ じりつしえん 決定通知書、自立支援 医療受給者証、 印鑑	ほんちやうしやほんかん かい しやう ふくしか 本庁舎本館5階 障がい福祉課 たまやまそうごうじむしよ けんこうふくしか 玉山総合事務所 健康福祉課
じゆしんりやう めんじょ NHK受信料の免除	いんかん 印鑑	ふくじむしよ げんめんしんせいしよるい わた 福祉事務所で減免申請書類をお渡しし ますので、記入し郵便ポストに投函し てください。
こうこうじゆぎやうりやう げんめんてつづ 高校授業料の減免手続き		かくこうこう そうだん 各高校に相談してください。
ほいくしよ りやうしやふたながく 保育所などの利用者負担額につ いて	けつていつうちしよ 決定通知書	しほけんじよ かい こそだ か 市保健所1階 子育てあんしん課

※国民健康保険証、後期高齢者医療被保険者証などは、生活保護の利用の開始日から使用できなくなりますので、保険証などがお手元にあるかたは、福祉事務所にお渡しください。

## 4. 生活保護を利用するかたの権利

生活保護の利用にあたっては、次の権利が保障されます。

- 資産や収入などの条件を満たせば、すべてのかたが生活保護を利用できます。
- 正当な理由なく、生活保護費を減らされたり、生活保護を利用できなくなったりすることはありません。
- 支給された生活保護費や物品に対して、税金がかけられたり、差し押さえられたりすることはありません。

※生活保護の変更、停止、廃止などは文書でお知らせします。決定の内容に疑問があるときは、福祉事務所へお問い合わせください。

また、福祉事務所の決定に不服がある場合は、決定を知った日の翌日から3か月以内に、県知事に対して審査請求をすることができます。

# 5. 生活保護を利用するかたの義務

## 1. 届出を行う

生活状況や収入に変化があったときは、生活保護費を調整する必要があるため、必ず届出（申告）をしてください。詳しくは、12～13 ページを確認してください。

## 2. 生活保護費は支給目的のために使う

生活保護費は、生活費や住宅の家賃、給食費や教材費など、それぞれの使用目的があって支給しているものです。これら納めるべきものを滞納しないようにしなければなりません。家賃や給食費などを滞納した場合や家主が希望した場合は、代理納付として福祉事務所が家主などに直接振込を行うことがあります。

## 3. 生活向上に向けた努力をする

働くことができるかたはその能力に応じて、働いて収入を得ることができるよう、努めなければなりません。病気やけがで働くことができないかたは、病院を受診し、治療に専念してください。

## 4. 福祉事務所の指導や指示に従う

福祉事務所では、生活保護を利用するかたの生活の維持、向上のために、指導や指示を行うことがあります。指導や指示を受けたときは、従わなければなりません。

# ひつよう とどけで 6. 必要な届出について

せいかつ ほ ご りよう つぎ ばあい ふくしじむしょ とどけで  
生活保護を利用するかたは、次のような場合、福祉事務所へ届出をしてください。  
せいかつ ほ ご ひ せたいたんい けいさん せたいいんぜんいん とどけで ひつよう しきゆう  
生活保護費は世帯単位で計算するため、世帯員全員についての届出が必要です。支給す  
る生活保護費の決定に関わる 重要なことですので、忘れないように注意してください。

## せたい じょうきよう へんか 1. 世帯の状況に変化があったとき

れい  
<例>

- ・ じゅうしょ か てんきよ かなら じぜん そうだん  
住所を変えるととき（転居などについては、必ず事前に相談してください。）
- ・ せたいじんいん へんか てんにゆうてんしゆつ けっこん しゅっしょう しぼう  
世帯人員に変化があったとき（転入転出・結婚・出生・死亡など）
- ・ せたいいん にゆうたいいん  
世帯員が入退院したとき
- ・ しょうがいしやてちよう こうふ ないよう へんこう  
障害者手帳などの交付や内容の変更があったとき
- ・ やちん ちだい か  
家賃や地代が変わるととき
- ・ きせい いえ ちようきかん る す  
帰省などで家を長期間留守にするとき
- ・ しゅうしょく てんしょく りしょく  
就職、転職、離職したとき
- ・ きんむさき けんこうほけん しかく しゅとく そうしつ  
勤務先で健康保険の資格を取得や喪失したとき
- ・ せいめいほけん かにゆう かいやく めいぎへんこう  
生命保険などの加入、解約、名義変更をしたとき
- ・ ざいさん そうぞく  
財産を相続したとき
- ・ じ こ ばっせい こうつうじ こ  
事故が発生したとき（交通事故など）
- ・ た せいかつじょうきよう へんか  
その他、生活状況に変化があったとき  
しせつにゆうしょ にゆうたいがく きゅうがく そつぎよう  
（施設入所・入退学・休学・卒業など）



## 2. 世帯の収入に変化があったとき

次の例は一部であり、すべての収入について届出（申告）が必要です。届出には、所定の収入申告書と、「給与明細書」や「年金振込通知書」などの金額がわかる書類の提出が必要です。

### <例>

- ・ 給与や賞与を受け取ったとき
- ・ 相続財産、養育費、仕送りなどを受け取ったとき
- ・ 年金や手当などを受け取ったとき
- ・ 生命保険の入院給付金や解約返戻金を受け取ったとき
- ・ 交通事故の慰謝料や補償金などを受け取ったとき
- ・ 借金の整理による過払金を受け取ったとき
- ・ 不動産などの資産を売って、お金を受け取ったとき
- ・ インターネットをつうじて収入を受け取ったとき
- ・ 医療費、国民健康保険税、介護保険料などの還付金を受け取ったとき



● 収入の届出（申告）を適正に行うことで、次のような控除や取り扱いはあります。

※控除とは、収入から差し引かれることです。控除された分は、手元に残ります。

就労収入に対する控除	
基礎控除	支給された金額に応じて、一定の金額が控除されます。
20歳未満控除	未成年者の場合、基礎控除のほかに一定の金額が控除されます。
その他の必要経費	社会保険料、通勤交通費など必要経費が控除されます。
高校生のアルバイト収入の取り扱い	
<p>高校生のアルバイト収入のうち、在学時の授業料の不足分、修学旅行費、進学に向けた学習塾代、大学・専門学校の入学金、就職に必要な自動車運転免許の取得など、早期自立に充てられると認められたものは、収入対象外として取り扱うことができます。</p>	

その他、災害による見舞金や補償金など、自立更正のために充てられると認められるものについても、収入対象外として取り扱うことができます。そのため、届出（申告）をするときにご相談ください。



# 7. 自立に向けた支援について

## ○担当ケースワーカーの役割について

担当ケースワーカーが、定期的に家庭訪問を行います。担当ケースワーカーは、生活保護を利用するかたの日常生活での自立、社会的なつながりを回復するための社会的自立、就職などの経済的自立を支援するため、生活上の困りごとや悩みごとをお聞きし、さまざまな支援を行います。

生活保護を利用するかたの立場をよく理解し、よい相談相手となりますので、お気軽にご相談ください。

## ○就労支援について

福祉事務所では、就職や社会参加に向けて、就労支援相談員による求職活動支援や職業体験の機会の提供をする「就労支援プログラム」を行っています。就労支援相談員は、個別面談などをおして、仕事探しや就労に向けた訓練のサポートをします。

### 就労自立給付金

安定した職業に就いて就労収入が増加した場合などにより、生活保護を必要としなくなったときは、「就労自立給付金」が支給されます。手続きについては、担当ケースワーカーにご確認ください。

## ○就学支援について

福祉事務所では、中学校・高等学校の生徒を対象に、就学や進学に向けて、就学支援相談員による面接相談や情報提供などの支援をする「就学支援プログラム」を行っています。生徒自身と保護者の抱える課題を整理することで、充実した学校生活を送り、希望する進路に向けて支援します。



## 8. 生活保護の利用の終了について

つぎ ばあい せいかつ ほ ご りょう しゅうりょう  
次のような場合は、生活保護の利用が終了します。

れい  
<例>

- ・就労収入や年金などが増加して、収入が最低生活費を継続して超えると認められる場合
  - ・生活保護を利用するかが、亡くなった場合
  - ・生活保護を利用するかが、盛岡市外で生活することになった場合（市外へ転出）
- ※転出先での生活保護申請が必要な場合がありますので、転出の前に、必ず担当ケースワーカーへご相談ください。

### ○生活保護の利用が終了したら

せいかつ ほ ご りょう しゅうりょう  
生活保護の利用が終了したかたは、そのかたの状況に応じて、国民健康保険の加入や国民年金保険料の免除手続きなど、各種手続きを行う必要があります。「生活保護廃止通知書」が届いたら、速やかに手続きを行ってください。必要な手続きについては、担当ケースワーカーが事前に説明しますが、不明な点があればお問い合わせください。なお、継続支援が必要なかたについては、「盛岡市くらしの相談支援室」をご紹介します。

#### <盛岡市くらしの相談支援室とは>

せいかつこんきゅうしゃじりつしえんせいど かいせつ じりつそうだんしえんきかん  
生活困窮者自立支援制度により開設している自立相談支援機関です。  
せいかつ ほ ご りょうしゃいがい せいかつ こま たいしょう しごと かね かん  
生活保護利用者以外の生活に困っているかたを対象に、仕事やお金、くらしに関する相談に応じ、必要な支援につなげます。相談は無料です。

### ○生活保護は再申請することができます

せいかつ ほ ご さいしんせい  
生活保護は、再申請することができます。生活保護の利用が終了したあと、再度生活に困った場合は、できるだけ早く、福祉事務所や「盛岡市くらしの相談支援室」へご相談ください。



## 9. 生活保護 Q & A

**Q 1. 両親と同居していますが、自分だけ生活保護を利用したいと考えています。**

A 1. 生活保護は同居の親族や同居人などの世帯を単位として適用されます。(3ページの下の※印をご覧ください。) 世帯員全員の収入(給与や年金など)や活用できる資産などの状況によって保護の適用が判断されますので、同居しているかた全員が利用の対象になります。

**Q 2. 盛岡市にアパートを借りて住んでいますが、住所変更していません。**

A 2. 生活保護は住んでいる場所で利用することになるため、住所変更をしていなくても、市内に住んでいる場合は利用することができます。

**Q 3. 持家に住んでいるのですが。**

A 3. 居住用であれば、住みながら生活保護を利用することができます。ただし、資産価値が高い場合は、売却するなど活用していただくこととなります。

また、65歳以上のかたの居住用の不動産については、価値によって、その不動産を担保にした貸付制度を利用できる場合があります。

詳しくは、福祉事務所へお問い合わせください。



**Q 4. 加入している生命保険や学資保険はどうなるの。**

A 4. 生命保険については、保険料や解約返戻金が少額で、世帯員に対する入院の給付などの内容の場合は保有が認められます。

学資保険については、一定の金額や条件で保有が認められます。

詳しくは、福祉事務所へお問い合わせください。

## Q 5. 自動車を持っているのですが。

A 5. 世帯員の身体状況や就労状況によって、自動車の保有や利用が可能か判断します。通勤にやむを得ず必要と認められる場合や、障がいにより通院に必要と認められる場合など、事情によっては保有や利用が認められます。生活保護利用の終了が就労により確実に見込めるかたは、6か月を目安として、自動車の処分が保留される場合もあります。いずれも当てはまらない場合は、売却などの処分の対象となります。



## Q 6. 借金があります。

A 6. 生活保護の利用中は、借金の返済ができなくなります。借金の返済は、生活を圧迫することになるため、早急な整理が必要になります。早期解決のため、盛岡市消費生活センターや法テラスでの相談について支援を行います。

## Q 7. 親族に知られたくありません。

A 7. 生活保護の利用を申請すると、親族のかたへ援助できるかどうかの照会を行います。特別な事情がある場合は照会を見合わせますので、事前にご相談ください。(5ページの「○親族への照会について」をご覧ください。)

この他にも、不明な点がある場合は、お気軽にお問い合わせください。



# 10. お問い合わせ・ご相談

## ○生活保護に関するお問い合わせ

もりおかしふくしじむしょ  
盛岡市福祉事務所

もりおかしやくしよ  
(盛岡市役所

せいかつふくしだいいちか だいにか  
生活福祉第一課・第二課)

〒020-8530 盛岡市内丸3番46号

もりおかしやくしようちまるぶんちようしゃ かい  
盛岡市役所内丸分庁舎3階

でんわ  
電話：019-626-7510

Fax：019-625-5023

もりおかし  
盛岡市ホームページにある専用フォームからのお問い合わせも可能です。

## ○生活の困りごとに関するご相談

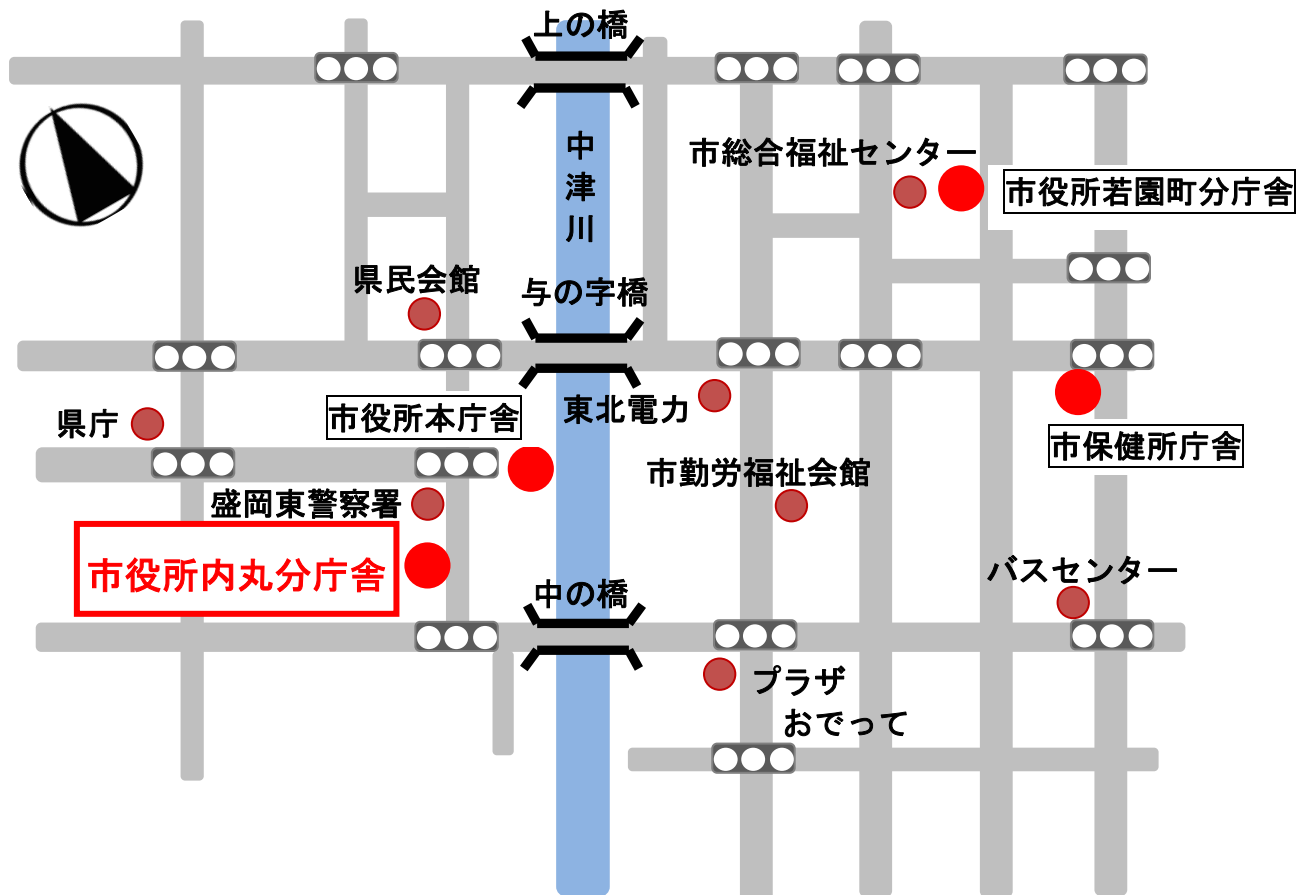
もりおかし  
盛岡市くらしの相談支援室

〒020-8530 盛岡市内丸3番46号

もりおかしやくしようちまるぶんちようしゃ かい  
盛岡市役所内丸分庁舎2階

でんわ  
電話：019-626-1215

Fax：019-625-1545



[令和6年3月改訂]